



Monthly Topics

令和8年4月1日から

自転車の交通違反に青切符が適用されます



千葉県警察シンボลมスコット シーポック

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転者による交通違反が交通反則通告制度(いわゆる青切符)の対象となり、一定の違反行為に対して**反則金**の納付が通告されます。

自転車は「車両(車の仲間)」です。 交通ルールを守って、責任ある運転を心掛けましょう。

交通反則通告制度とは？

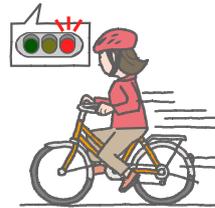
一定の違反行為をした運転者に対して、警察官が「交通反則告知書(青切符)」による違反の告知を行い、反則金の納付を通告するものです。反則金を納付した場合、運転者はその違反行為に定められた刑事罰(拘禁刑・罰金刑)が科されることはありません。



自転車の違反行為と反則金(一部)



ながらスマホ(保持)
【反則金12,000円】



信号無視
【反則金6,000円】



傘差し運転
【反則金5,000円】

自転車の交通違反取締りを受けると？

刑事手続

悪質・危険な違反
(飲酒運転など)
違反により交通
事故を起こした

赤切符

出頭・
取調べ



起訴

裁判により有罪
「前科」がつく

納付しなかった場合

交通反則 通告制度

反則行為
(信号無視、ながら
スマホなど)

青切符

反則金を納付

(銀行・
郵便局)



終了

「前科」がつかない

POINT

「青切符」を適用することで

- 交通事故につながる違反をより速やかに処理
- 違反者に対して実効性のある責任追及

自転車の違反が原因の
交通事故の減少へ



！ 飲酒運転、あおり運転、ながらスマホによる事故などの悪質・危険な違反は刑事手続が取られます

違反行為を繰り返すと…

信号無視や一時不停止などの16項目の危険行為を、繰り返し(3年以内に2回以上)行った自転車運転者は、「**自転車運転者講習**」の受講を命じられます。受講の命令に従わなかった場合は、**5万円以下の罰金**に処せられます。



自転車運転者講習について
(千葉県警察ホームページ)

自転車の交通ルールをおさらい！



ちーばん教官

あなたの運転は大丈夫ですか？
自転車の交通ルールについて
この機会に復習してみましよう！

自転車の交通ルールガイドブック(PDF)



動画「自転車を安全・安心に利用するために」
(千葉県警察ホームページ)

